

審査基準

○ 運転免許取得者教育の認定（第108条の32の2第1項）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第108条の32の2第1項
処分の概要	運転免許取得者教育の認定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者教育の認定) 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、第2条(運転免許取得者教育指導員)、第3条(設備)、第4条(課程の基準)及び第5条(認定の申請)
審査基準	運転免許取得者教育の認定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間	14日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係、高齢者講習係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係、高齢者講習係
決裁区分等	交通部長